

平成30年度 第2回 仙台市障害者自立支援協議会 議事要旨

- 1 日 時 平成30年10月31日(水) 18:30~20:35
- 2 場 所 仙台市役所本庁舎8階 ホール
- 3 出席者 伊藤委員, 大坂委員, 大友委員, 川村委員, 黒澤委員, 佐々木(寛)委員, 佐々木(祐)委員, 佐藤委員, 庄司委員, 高橋委員, 西尾委員, 東二町委員, 三浦委員, 谷津委員, 吉岡委員

【欠席】阿部委員, 関本委員

【事務局職員】

郷湖障害福祉部長, 菅原障害企画課長, 小幡企画係長, 加藤サービス管理係長, 佐藤社会参加係長, 伊藤障害者支援課長, 佐藤障害保健係長, 天野施設支援係長, 那須指導係長, 高橋主幹兼地域生活支援係長(司会), 障害者総合支援センター山縣所長, 精神保健福祉総合センター小堺主幹(代理出席), 北部発達相談支援センター中村所長, 南部発達相談支援センター薦森所長, 青葉区障害高齢課大関課長, 宮城総合支所保健福祉課菅原主幹(代理出席), 宮城野区障害高齢課和泉課長, 若林区障害高齢課伊藤課長, 太白区障害高齢課都丸課長, 秋保総合支所保健福祉課槻田課長, 泉区障害高齢課樋口課長

4 内容

司会	<p>平成30年度第2回仙台市障害者自立支援協議会を開催する。 配布資料, 要約筆記を行うにあたってのご発言時の依頼事項の確認。</p> <p>傍聴に際しては、『会議の傍聴に際し, 守っていただきたい事項』をお守りいただきたい。</p> <p>以降の議事について, 大坂委員長にお願いしたい。</p>
大坂委員長	<p>次第に従い, 「2議事」に入る。議事(1)「仙台市地域生活支援拠点モデル事業について」事務局から説明願う。</p>
事務局	<p>(資料1に沿って説明)</p>
大坂委員長	<p>まず, 昨年度まで, 地域生活支援拠点等検討部会で部会長をしていた西尾副委員長, 副部会長をしていた黒澤委員から, 追加の説明等あれば, お願いしたい。</p>
西尾副委員長	<p>地域生活支援拠点コーディネーターの役割についてはモデル事業を通して検証していくことになるので, 年度後半の活動を期待したい。本日の後半にもある, 相談支援体制整備において, 重点的に関わる対象者の話では, 去年の地域生活支援拠点等検討部会の検討でもケ</p>

	<p>ース会議，レビュー等様々あると支援者の負担もあるという話もあった。モデル事業においても，レビューのあり方等しっかりやりながらも無駄のないよう意識して取り組んでいただきたい。</p> <p>続いて，資料１の２４時間体制の緊急受入れネットワーク形成というのは地域生活支援拠点等検討部会の時から重点事項に挙げられているが，現状では課題が多い。逆に課題が明確であれば，解決の道筋もある。この体制ができないと結局，地域生活支援拠点コーディネーターにしわ寄せがきてしまうので，難しいこともあると思うが，いきなり輪番制でなくてもコミュニケーションを図り，ネットワーク形成していくことを重点的に考えてほしい。委員の皆さんからもアイデアを出していただければと思う。</p>
黒澤委員	<p>今回の地域生活支援拠点整備では，あくまで面的整備であることが前提であると改めて確認させていただくと，地域の支援力の底上げがひとつ大きな目標となる。今後，コーディネーターによるコーディネート機能が議論の中心になるので，十分に期待したい。</p> <p>もう一点は，西尾副委員長からも話があったが，このあとの協議事項ともなっている相談支援体制整備の重点的に関わる対象者等とも連動した取組み，機能ということが望ましいと思うので，委員の皆様と検討していきたい。</p>
大坂委員長	<p>地域生活支援拠点モデル事業が１０月から始まったが，これは，次の相談支援体制整備の話とも密接に関連している。ここでは，事務局からの説明で，詳しく知りたい部分などについて質問を受け，その上で委員の皆様から意見をいただきたいと思う。どなたか質問はあるか。</p>
谷津委員	<p>モデル事業について，始まって１か月も経っていないところだが，稼働状況，緊急受入れの有無について，教えてほしい。</p>
事務局	<p>受託者であるひなたぼっこは，これまでも緊急受入れに特化して事業を展開してきたが，１０月は，実人数で６名を緊急受入れしており，最大で４床稼働した日もあった。相談としては実人数で９名の相談を受けている。</p>
大坂委員長	<p>他に質問，意見はあるか。なければ前に進めていきたい。</p> <p>続いて，議事（２）「障害者相談支援体制整備について」に移る。事務局から説明をお願いする。</p>

事務局	(資料 2 に沿って説明)
大坂委員長	ただ今の議事について委員の皆様と意見交換したい。意見交換するにあたり疑問点があれば、お願いしたい。
東二町委員	資料 2 の図 1 にある「OJT」について教えてほしい。
事務局	OJT とは「On the Job Training」の略で、業務の中で腕を磨く、職場内での研修指導のことと認識している。
大坂委員長	<p>実際に仕事をしながら学んで、スキルアップを図る意味で使われている言葉と認識している。</p> <p>他に質問がなければ、意見交換に移りたい。支援に必要な考え方、4 群の整理、特に相談に従事している方々の日々の実践と乖離していないか、レビューで使えそうか等について、ご意見をいただきたい。それから、とても大切なことだが、どのような取り組みがあれば市内の相談支援事業所で共通理解が出来そうかや、計画相談支援の拡充にあたり良いアイデアがあれば皆さんからご意見をいただきたい。</p> <p>これは相談支援従事者が行う部分もあるが、主語は当事者の方の「地域での暮らしを続けたい」という願いを叶えることであり、そのための仕組みづくりをどうするかということである。決して支援者が効率的に仕事を進めるための仕組みづくりではないので、そういうつもりで議論していきたい。</p>
伊藤委員	<p>資料 2 にイメージ図があり、こういうイメージ図があれば利用者が相談しやすくなると思っているところではあるが、そもそも相談とは何かを考えたり、どこに相談すればよいかと考えると、様々な課題がある。なぜ私がこういうことを話すかであるが、私自身が当事者から相談を受ける機会があり、ことさら、私からすると残念な対応が多い。当事者は困っているが、相談をする自由が場合によっては咎められている、もっと簡単に言うと「なんでそんなことを相談するの」と言われるという事案を聞くことがある。緊急性がないのに 110 番通報をするなどではなく、私としては当然そこに相談する権利や自由はあると思うのだが、なぜか、相談すること自体を咎められるということを知り、それは相談システム以前の根本的な問題だと思う。あまり具体的なことは言えないが、そのようなことを言われて、どこにも相談できない事案が、ここ数か月に 1 件、2 件とあり、とても残念に思っている。こういったイメージ図は大事だが、むしろそこに相談したら、他機関と連携して、困っていることの解決方法を探すということを事業</p>

大坂委員長	<p>所の方が言ってくれるくらいの度量・器量があればいいと思う。私からすると相談システム以前の相談する権利を奪わない、損なわないようにしてほしい。他機関への紹介など間を挟んで紹介もあると思うが、そういったフローがあってもいいと思う。</p> <p>難しい人の支援についてはこういう仕組みを作るというのがひとつあるが、一方で地域生活を例にとれば、地域生活をしていくうえで、色々と起こる様々な課題、疑問について支援が必要ではないかという話だと思う。それはその通りで、ここでいう予防的のところ、つまり、伊藤委員の発言内容はそういうことの積み重ねが、生活のしづらさを増大させるということ、しっかり寄り添ってくれないことがあるとすると、予防的にもよくない。まずはこういう議論するとき、難しいことだけではなくて、そういうことも考えていくべきであるということでもよろしいか。</p>
伊藤委員	<p>やはり相談というのはフロー通りにいかないの、この人の相談はこちらの別な相談機関にしてほしいや、こちらが難しければあちらに相談してほしいなど、相談先を確保するような体制を作って欲しい。少なくとも相談したいと思ったときに「ここに相談しないでほしい」とは言ってほしくない。</p>
大坂委員長	<p>全くその通りで、相談する権利は誰にでもあり、そういうときにも頼りになる仕組みであってほしい。そこで直接支援をしなくても、どこかにつないでもらうなどがあるので、そういうお手伝いも考えてほしいということである。それを前提にしないと、次の仕組みは作れない。相談支援事業所の方も来ているので、このようなことが話題となったことをしっかり受け止めていただきたい。</p>
佐藤委員	<p>資料2図2の「他機関への紹介」についてであるが、これは、それぞれの相談が「こういう相談の場合はこういう機関につなぐ」といった図式があって、つながるイメージでよろしいか。私共も、仕事の場合、仕事ということと、仕事をしながら生活との両立ということで、障害者就業・生活支援センターがあり、仙台市の場合は生活を除いた相談については仙台市障害者就労支援センターがある。仙台市の方で就労の相談をするときに、どこに支援を求めれば良いかという問題がある。以前、生活面で困っている人が区役所に相談したとき、区役所から「どこかわからないので労働局に問い合わせをする」と、こちらに問い合わせをいただいた。仙台市内には、障害者就業・生活支援センターわ〜くがあり、就労だけでなく、生活の相談も一体的に行って</p>

	<p>いることを伝えたところ、区役所職員は「そういうところがあるので、その方に伝えてみます」という事例があった。そこで、関係機関の紹介のなかには、「こういう場合はここ」といったものがあるのか疑問に思った。また、出来るのであれば、市の広報、ホームページに情報を載せることなどができるのであれば、窓口で相談に行かなくて広められると思う。まずは、他機関への紹介がどのように振り分けられるのか疑問に思い、発言させていただいた。</p>
事務局	<p>図2の「他機関への紹介」であるが、障害のある方々が抱えている課題・問題は多様であり、必要な機関のフローまでは想定していない。ただ、当然、我々としては相談支援を進めるなかで、関係機関の情報については、区役所職員を含め市の内部で共有しているはずである。ご例示いただいたようなことがあるとすれば、内部での相談機関に関する周知徹底が不足している部分があったかと思う。支援を行っていくなかで、必要な機関につなぐための最小限の情報については周知徹底してまいりたい。加えて、区の窓口繋がらなくても、必要な機関につながるための情報提供も含め、今後の適切な広報のあり方等については考えていきたい。</p>
大坂委員長	<p>ぜひOJTをうまく使っていただきたい。</p>
川村委員	<p>私は普段、障害者相談支援事業所でれんこで相談員をしている。私自身、精神障害の当事者でもある。前回の本会は体調不良で、入院していたため欠席した。</p> <p>先ほど、当事者の方が地域での暮らしができるための仕組みづくりという話があったが、相談するということは実はハードルが高いことと考えている。相談ができるということは、自分自身のなかでまとまっていなくてもいいかもしれないが、「本当はこうしたい」や「これだけは嫌だ」など、自分なりの答えを持っているのだと思う。相談をしてみて、それが引き出されるのが相談だと思っている。相談する人は一生懸命相談していると思うので、伊藤委員の話もあったが「どうしてそんなことを相談するのか」や「ここには相談しないで」と言われたら、残念な思いををすると思う。地域生活支援拠点もそうだが、困りごとを相談できない人、このままでいいのかと思ってもそれを言葉にできない人は沢山いると感じている。そこに、突然、支援者が入ることに、もどかしさを感じる。予防的な関わりという話も出ていたが、家族、地域、近隣など本人を取り巻く環境が、「あの人は変だね」ではなく、温かいまなざしを向けられる地域であれば、安心して障害を負えるのにと、思うこともある。加えて、どんなに障害が重くても、その人の可</p>

	<p>能性や、出来ていること、得意とすることは必ずあるので、支援者はそれを信じていくのだろうし、この視点を失ってはいけない。セルフケア能力が低いと言われている人でも、こんなことなら出来るということは1つでも2つでも持っていると思うので、そこを十分に伸ばす関わりも必要だと思う。</p>
大坂委員長	<p>何もできない人とするのではなく、本人の持っているものを上手に引き出すのが相談である。上手に相談できない人もおり、そういうことにどう対応するかも重要であり、仕組みを考えるとときにはそういうことを考えていくことも必要である。</p>
大友委員	<p>資料2の計画相談支援拡充に向けて優先的に行う取組みで「手引きの作成」とあるが、この手引きの作成は、今後、誰かが集まってやるのか、事務局が調査をしながら作成する予定か、教えてほしい。続いて、資料1の図に「支援チームの主たる支援機関」とあるが、主たる支援機関をどこか想定しているのか、それとも、様々な状況に応じて変わっていくのかを確認したい。</p>
事務局	<p>1つ目の手引きについては、事務局で稼働状況の良好な事業者を一通り回り終えようとしており、そこで伺ったことを基に原案を作成していくところである。詳細は未定であるが、ある程度、出来上がったところで、実際に計画相談支援に取り組んでいる事業者の方にご意見を伺う機会を設定したい。2つ目の主たる支援者については支援チームの中でイニシアチブをとっている機関を指しているため、それが行政になるか、民間になるかはそのチームによって変わると捉えている。</p>
大友委員	<p>主に参考資料について、新たな取組みというところで、今後、利用する資料があると取り組みやすいと感じる。私は宮城野区で活動していて、宮城野区自立支援協議会の相談支援事業所等連絡会議では各事業所、区、専門相談機関の相談傾向の共有や、事例検討を毎月行っている。いわゆる困難ケースが全て地域生活支援拠点の対象者ではないと感じているので、やっていくときにどのような場で、このようなことを行っていくことが良いのかなどは悩むところである。また、全体にケースをあげていくということは、事業所内でレビューをきちんと行い、ケースをあげていくことをする必要があると考えている。</p>
大坂委員長	<p>新たな取組みなので、現在、宮城野区ではそのような取組みをしていて、どこの場でそのようなことをすれば良いのかというのが、最初</p>

<p>事務局</p>	<p>のところである。事務局で考えていることがあれば、発言願いたい。</p> <p>今回、重点的に関わる対象者を規定するのは、限られたマンパワーを、現在支援が行き届いていない人にもきちんと届けていく、そのために支援の必要度の考え方を整理する際のツールである。地域生活支援拠点での事前登録及び予防的関わりを進める方というのは、その方がどうしてもうまく支援につながらずに孤立している等の状況にあり、うまく支援者チームが関与していけないような方のイメージである。事前登録及び予防的関わりについて、モデル区である青葉区内の委託相談支援事業所や障害高齢課と協議しながら整理していきたい。</p>
<p>谷津委員</p>	<p>ここまでの議論を聞いていて感じたことは、地域生活支援拠点モデル事業では、私は子どもの支援者の立場から参加させていただいていると捉えていたので、これまで、子どもの場合どうなるのかについて、発言させていただいてきた。資料のなかに「障害児」と記載されており、嬉しいと思う反面、やはり、大人の仕組みと子どもの仕組みを別で考えないといけないのではないかと強く感じる。なぜなら、地域生活支援拠点の部分では、虐待ケースが想定される。障害のある子どもが虐待を受ける確率は、障害のない子どもより高い実態がある。しかし、仙台市では、児童相談所の一時保護所では障害のある子どもの受入れは難しいという状況がある。以前、一時保護の必要な障害児はどこに行くのか質問したところ、協定を結んでいる短期入所事業所に2床の枠を取っていると聞いた。よく話を聞くと、いつも埋まっており、埋まっているときに、他に必要な方が来たときにはどうするのかという、一般の短期入所やレスパイトなどを探して、必要に応じて対応しているという実態だと聞いた。しかし、果たしてそれでよいのかという思いがあり、地域生活支援拠点で虐待ケースも受け入れるか、これまでこだわって聞いてきた。今日の話聞き、やはり、虐待の子どもはここには合わず、別の枠でしっかり考え、作る仕組みが必要だということを述べたい。</p> <p>相談支援体制整備について、成人になってある日、突然、そのような状況になったのではなく、おそらく小さい頃からいろいろなことがあり、こじれたものを抱えながら大人になったのではないかと思う。青葉区や太白区の相談支援事業所等連絡会議に参加し、成人のケースの話聞いていても、ある日突然ではなく、学齢期から困難さを抱えて、家族は育てにくさを感じていて、本人も混乱していて、そのまま学校に行けなくなり、不登校になり、大人になると考えると、大坂委員長が言う、生活を支える仕組みづくりをどうするかについては、小さい頃から、その子どもが住んでいる地域で、安心して生活できるよ</p>

うにする必要がある。なぜかという、学校で大変とされるお子さんは、先生の対応が大変だったりすると学校での居場所がなくなってしまうことがある。また、そのようなお子さんは児童館でも大変な子とされ居場所がなかったりすると、自分の地域が住みづらい地域になってしまう。大人になって住みやすくなるかという、そうはならず、小さい頃から住んでいる地域に、どれだけ理解者を増やしていくかがとても重要になってくる。現在、相談支援で成人にも関わっているが、親亡き後の話を聞くと、親からはグループホームや施設という話ができるが、本人は自分の家が好きで、自分の部屋が好き一番落ち着くと言っているときに、両親が亡くなった後もその家で住み続けられる選択肢はないだろうかと思ったときに、地域の人たちと良い関係を作っておかないと、親が亡くなった後、様々なサービスを利用したとしても、生活することは難しくなるのではないか。地域の理解は非常に重要で、その地域の理解を作ることも相談支援の役割の1つであり、我々、相談支援事業者がどうしていくかもあわせて考えないと、サービス調整のみになってしまうと思う。意見であるが、資料2の計画相談支援拡充に向けて優先的に行う取組みに、「(仮)計画相談支援実務研修」の企画及び実施とあるが、段階的に学べる障害者ケアマネジメント従事者養成研修と別に考えることは、いかがかと思う。障害者ケアマネジメント従事者養成研修に運営的なことを入れるなど、研修体系のなかに位置づけてはどうか。最後に、質問であるが、仙台市ではセルフプランが多く、課題とされているが、実態として、充足率や、何か所の事業所新設が必要だと考えているか教えてほしい。

事務局

サービス等利用計画を作成している割合は約5割で、その他はセルフプラン等になっている。これについては、今後、拡充を図っていくところであり、事業所を何か所というのもあるが、相談支援専門員が常勤換算で何名ということが1つの指標になると考えている。シミュレーションもしており、公式に決定しているものではないが、相談支援専門員が常勤換算で年間10名程度、増加していくことが、これまでの経過から考えて現実的な目標になると、実務レベルでは考えている。計画相談支援実務研修を従来の障害者ケアマネジメント従事者養成研修に組み込むか、あるいは連動させるべきだという意見として承ったが、私共もそのように考えている。実務研修については、資料2図2に示す通り、「1人事業所が多く、OJT等が十分でなく、抱え込みが生じやすい環境にある」といった構造的な問題が厳然としてある。現状として、青葉区の計画相談支援事業者の有志のグループがあり、支え合い、学び合いの場になっていることは承知しており、そういった場を公的にも担保していく必要があるのではないかというこ

とが、このことを考えた発端である。ケアマネジメントの考え方や哲学は、障害者ケアマネジメント従事者養成研修において引き継いできたことであるので、こちらは、より日々の運営や実務が、どのようなサイクルで動くといいのかとか、請求につながるような動き方なども含めた研修と考えている。

要保護児童については、谷津委員の発言のとおり、被虐待児への対応ということでは、不足しているということがあれば充足していかなければならないことと認識している。また、小さいうちから地域の身近なところで理解者を増やすことは、相談支援の重要な役割と認識している。

三浦委員

相談支援体制の支援の必要度や、地域生活拠点の課題の整理などがされてきているが、それを支えるのは相談支援の質である。その質を考えるためには研修が1つある。評価・研修部会は、国の研修の新しい動きが出てきたときに、どうするか考えることとしている。研修そのものは続けて実施しており、課題となることは体制づくりである。体制づくりの1つの方向性として、先ほど、青葉区の例もあったが、ネットワークを使い、チームでスクラムを組み、より事業所同士が組みあって、事業所同士でレビューをするなどの動きで保障することも大事である。事業所の体制作りに直接アプローチするのも必要で、障害者ケアマネジメント従事者養成研修で管理者研修をやってみたが、大きな効果は感じられない。先ほど、相談支援専門員の常勤換算の話もあったが、お金の問題なども含め、体制づくりにアプローチしていく必要がある。もう一点、質の担保に必要なことは、自己評価のところで、PDCA サイクルをいかに回していくかであり、委託相談支援事業所の皆さんと毎年継続して行っている。こういうものを指定特定相談支援事業者にも使えるようにしていくことも考えないといけない。その先に、認証のようなものが必要となってくる。色々な方向性が整理されてきたなかで事業所の体制づくりが大きなテーマで、評価・研修部会が再開されたら、メインのテーマになると思う。

西尾副委員長

インフォーマルなサービスは大事だと思っていて、資料1の重点対象の具体例でも、例えば、こういう方が予防的な取組みの対象となった際には、何かあったときにすぐにレスパイトではなく、支援プランの中に、地域の人との関係作りや、何かあった時の地域での対応を盛り込むなどの、インフォーマルなサービスが課題である。システムを作るときには、まずは型にはまってみないといけないが、こういうことを大事にしないといけないと思った。

大坂委員長	<p>やはり地域の方という話が出てきたが、庄司委員からは、障害者の方を気にしているが、なかなか実態として分からないところがあるとご発言いただいていたが、あくまで地域で暮らしていくのを支える仕組みなので、その中で民生委員の立場で感じていることがあればお願いしたい。</p>
庄司委員	<p>私共の民児協の幹事会に、相談支援事業所が年1回出向いてきて、事業所のPRをしていただいている。民生委員が活動しているなかで、実際に相談を受けたことがあるとは聞いたことがない。今回、仙台市から依頼を受けた75歳以上の全数調査で「ひとり親に障害を持っている子どもいるが、どういったサービスが受けられるのか」、「親亡き後はどうなるのだろうか」といった心配をしている声は聞いている。そこから前に進んでいないのが、私共の民児協の実態である。</p> <p>話が外れるが、港区で障害者のグループホームを行政が設置しようとしたところ、地域住民が反対するニュースを見た。障害者差別解消法が施行されても、まだまだ、地域住民は障害に対する理解は低いと実感している。更に、行政が周知を図っていく必要がある。</p>
大坂委員長	<p>民生委員のお力添えなしでは地域で、上手に暮らしていくことに難しさがある。庄司委員からは、なんとなく分かってはいるが、まだまだ積極的に支援まではつながっていないのではないかというご報告であった。地域つながりで吉岡委員のご意見を伺いたい。</p>
吉岡委員	<p>私共は障害者相談支援事業所を携わっているが、基本的には地域福祉の観点から感じていることについて、発言させていただきたい。1つ目は、広い意味では地域で生活していくうえでは、障害理解は必要である。障害理解の取組みを進めていくなかで、企業に対する理解もそうだが、我々のように働いている者、地域住民の方にも様々な障害の種別による違いを含め、広い意味で理解を広めていくことが必要と考える。</p> <p>2つ目に、庄司委員からも発言があったが、高齢者の実態調査などで、民生委員は特別の公務員で守秘義務も持っており、そういうやりとりのなかで、最近、言われていることは、8050問題と言われているように、高齢世帯に障害の子どもがいるなどの課題が出てきている。地域共生社会と言われるなかで、地域のなかでその人がその人らしく暮らしていくことは地域福祉の究極の目標であるので、取り組んでいきたい。</p> <p>3つ目は、地域でその人らしく生きていくうえで、様々な法律上の意思決定のサポートが必要である。成年後見制度や日常生活自立支援</p>

	<p>事業において、仙台市社会福祉協議会やいわゆる社会福祉協議会は、認知症の高齢者だけではなく精神障害、知的障害の方の相談をどのようにサポートしていくか考えている。どのような形で、このような方たちが地域の中で暮らしていく仕組みの一翼を担っていくか、既に実施している事業を組み合わせ、活用できるか探っていきたい。</p>
大坂委員長	<p>地域の話も出ているが、地域で安心して暮らすためには一般的な医療や歯科診療は避けられないことである。ご意見をお願いしたい。</p>
佐々木(祐)委員	<p>環境因子を様々なアプローチから整えていくのはよく分かった。参考資料の医療的緊急度の項目をみると、No.2では「統合失調症を患っているが、受診を中断している」、No.4では「服薬自己管理が十分でない」などといった、医療の介入はなされていると思うが、そのようなところは支援の必要度のなかで大切なことだと思う。</p>
佐々木(寛)委員	<p>今日の話聞いていて、会員として、どのような協力ができるかを考えていた。具体的には、在宅で問題を発見して、「相談窓口があるよ」とアプローチして、問題を抽出することは出来るのではないかと考えている。ただ、現実問題として、本当に問題を抱えている方は、在宅で歯科を呼んだり、歯科医院に通院したりすることはないのではないかなと思う。いずれにせよ、我々の会員にきちんと周知して、そういう方々に気づくことが大切だと思う。</p>
大坂委員長	<p>特に歯科の場合、在宅の方が受診できないことがあり、上手に相談支援機関と連携しながら、歯科の治療に結びつけることが必要になるので、このような仕組みを使っていただきながら、治療に結び付けられればと思っているので、引き続き、よろしくをお願いしたい。</p>
東二町委員	<p>いろいろ難しいケースが多いなと思って聞いていた。仙台市薬剤師会では、認知症の方についてのパンフレットを置いている。家族が薬を取りに来た時に「何かあった時にお願いします」と声をかけられる。障害者の方の場合は、どのようなお手伝いができるかと考えたときに、服薬管理などは、家族に何かしらのお手伝いができるのではないかと考えていた。仕組みが整ったときには薬剤師会としても「相談できるところがあります」といった周知はできると思う。</p>
大坂委員長	<p>薬剤師は薬を媒介に様々な話ができるので、とても頼りにしている。服薬管理と言いつつ、いろいろな相談に乗ってもらっている状況を沢山知っていて、これからも一緒に取り組んでいただきたいので、</p>

<p>高橋委員</p>	<p>よろしくお願ひしたい。</p> <p>全体の話を通して1つ意見を述べさせてもらう。資料2にある「重点的に関わる対象者像を規定する要因の明確化」のところに关わることである。特に、精神障害や発達障害の当事者に言えることだが、普段は就労し、地域との交流もある当事者であっても、家族の死や災害等のショッキングな出来事があると、生活全般に対する対応能力が一時的に落ちることがある。また調子が回復すると、対応能力も戻ってくる。周囲の人は普段の様子しか見ていないので、「この人なら、暮らしていけるだろう」と思っているところに、生活能力が落ち、いつの間にか自宅がごみ屋敷化したりする事例もあると思う。そのような点も踏まえて、重点的に関わる対象者を規定する要因について考えてほしい。</p>
<p>大坂委員長</p>	<p>おっしゃる通りで、普段は温和な日常生活を営んでいるが、災害や同居親族の死など、何かきっかけがあっても、早い時点で支援ができていれば元に戻るのも早いはずなのに、大丈夫だろうと思われていて、対応が遅れたりすると、いろいろなことが起こってしまう。こういったこともしっかり念頭に置いて、仕組みを作って欲しいという意見である。</p>
<p>伊藤委員</p>	<p>先ほど話した事例は、あくまで1つの事例として捉えてほしい。いろいろな方から相談を受けていることは、資料にもあるが、体制に関することで、1人での抱え込みや、業務に忙殺されているなどがあるなかで、どこの事業所も一生懸命やっていると思うが、あるとき、自覚が薄れてしまい、利用者や当事者にちょっと誤った発言や、思ってもいない発言などがあり、当事者にとっては、いわゆる「そのように、されてしまった」ということがあるのではないか。もしあったら申し訳ないが、事業者が、当事者を困難にしてしまったケースレビューはないのか疑問に思った。悪意はもちろんないと思うが、そういったことで当事者が迷ったり、振り出しに戻ってしまったりすることもあるのではないかと想定しながら、自覚を持ち仕事をしていただきたいと、当事者の1人として思う。自分の立場で、そのような対応をされたら嫌だなということは、当然あると思う。ポツと言ってしまったことを、どうすれば良い方向に解決できるかは、当事者の立場からではどうにもならないことがあり、でも、頼るのはその事業所のみだったり、その事業所に頼れないから他の事業所に行っても「ちょっと、そっちには」と言われて堂々巡りになることがあると感じる。どの事業所も大変な状況のなかで一生懸命やっていると思うが、虐待に</p>

<p>大坂委員長</p>	<p>おいても、自覚のなさが虐待につながるので、ぜひ、体制強化し、こぼれない、落とさない体制をとってほしい。</p> <p>伊藤委員の懸念を払しょくするためには、まず、研修、そのうえでOJTでもあるケースレビューやケース検討をしていきながら、取り組んでいくというところなのだと思う。1事業所で抱え込まないためにも、区の自立支援協議会がしっかり動いていかないと難しいし、そのなかでも、特に今日の議題としてあがっている地域生活支援拠点などの仕組みを上手にを使って支援していく。それが、しっかり動いていないと伊藤委員や高橋委員の発言のようなことになってしまう。研修などの積み重ねで解決しなければいけないことは、先ほどの川村委員の発言のようなことだと思っている。</p>
<p>川村委員</p>	<p>本日の話を聞きながら考えたことであるが、障害のある人の内面には2つあるような気がしている。障害があり、サポートを受けていても地域で暮らしたいと思う気持ちと、障害があるけれども地域のために何かしたいという思いが、多くの方にあると思う。支援を一方的に受け続けるだけだとパワーレスになり、支援を一方的に与え続けるだけであれば、支援者は燃え尽きてしまう。そこのバランスが支援者と利用者の関係だけではなく、当事者と地域とのバランスもうまく取れるとよい。障害はあるが、地域のために何かをしたいという思いや、地域でサポートを受けていても普通に暮らしたいという願いが、よい循環を生むといいと思っている。地域生活支援拠点の話も出たが、地域生活支援拠点を何回も利用するのではなく、リストには載るかもしれないが、地域生活支援拠点の利用者というレッテルを支援者や地域住民から張られたくないと思った。</p>
<p>大坂委員長</p>	<p>あくまでその人らしく暮らすことは、一方的に支援を受けるだけのことではなく、地域のなかで役に立っているということも重要なことである。それを可能にするための地域生活支援拠点だと捉えていく。</p>
<p>黒澤委員</p>	<p>相談支援に従事している立場からと、相談支援従事者の声も聞いており、3点意見を述べさせていただきたい。全体として、相談支援体制を整備するうえで前提として持っているという良い視点についてである。1点目は重点的に関わる対象者を決めていく際に、判断することに対するサポートが必要だと思う。理由としては、相談支援のなかで判断する体制が限られていたり、同じ体制のなかで判断をしていることに事業所としても一定の不安を抱えている。さらに、それが何か違っていたのではないかと思った時に表明することへの抵抗感にもつ</p>

ながるようである。そういったことであれば、判断していくことに一定の限界が見えてきている。また、私共の支援のなかでも、協働支援や事例検討を通して、生活課題の認識のズレが生じているところは、認識の共通化を図れると良いと感じた。具体的には、区のレビューで整理した内容を共有することはあると思うが、初期相談の判断に特化したレビューなどを行いOJT的に勉強会をすると良いのではないか。全ての支援の出発点になると思うので重視していきたい。

2点目は、予防的に関わるケースを考えていく枠組みが必要だと思う。理由としては、重点的に関わる対象者を捉えるということであれば、現在すでに抱えているケースの調整が前提になる。単独の体制、単独の視点では整理していくには難しい部分もある。具体的には、関係機関への支援を意識的に目出しして、その部分を相談支援のなかでも大事な視点として進めていくのはどうか。専門的な施設支援ではなく、既存の資源や既存のサービスに対して、これは指定特定相談支援事業者も含めてだが、コーディネートできるようになるイメージである。目的は、予防的に関わる対象者を地域にしっかり委ねていき、ケースの優先度を整理することである。相談支援事業所が継続的に関わり、支援が途絶しないようにすることが前提になると思う。

3点目は、各分野、特に障害福祉分野以外や連携の実績がない分野と連携するためのサポートが必要である。理由としては、日々協働支援を進めていくなかで「チームはどうやって作ったらよいか」、「一緒に支援するのは、事業所に何かまずいことがあるからではないか」、「相談支援事業所同士が連携しようとする、ちょっとうちではやったことがないので、やんわりと断られる」といった声がある。そのサポートを意識的に仕組みとしていく必要がある。例えば、連携実績のない障害福祉分野以外の機関との連携の仕方について、専門相談機関も含まれるかもしれないが、障害者相談支援事業所等連絡会議などでOJT的な研修として、レビューとは差別化して、協働してケース支援を行うことを前提とし、連携をメリットとして感じてもらえるような取組みが必要である。

大坂委員長

いずれにしても、基幹相談支援センターの関わりがあって、初めにあった判断については、基幹相談支援センターと一緒にやることが重要だと思い、全く同意見である。他分野との連携は地域共生社会のなかでも言われていることで、しっかりこちら側の体制ができて、そのうえで地域と関わっていくということだと思う。

西尾副委員長

本日、「在宅」、「障害者の理解」、「虐待」などの言葉が出たが、それで連想するのは去年12月から今年の4月にかけて兵庫県三田市と

大阪府寝屋川市で起きた、精神障害者、知的障害者への虐待事件である。追い詰められた家族が虐待したと言われているが、9月に出た兵庫県三田市の第三者委員会の報告書の内容をみると、医療と福祉、行政、教育それぞれの領域で身につまされるものがある。医療に関しては20年以上、担当医が本人をみずに家族からの話で薬を処方していた。福祉に関しては、父親が福祉施設を見学した際に職員に冷たいことを言われ、家族で抱え込むきっかけとなった。行政に関しては、成人に達するとき成人担当の係にうまく引き継がれず成人以後の記録さえなかったことが報告されている。教育に関しても、同級生がSOSを発信していたが担任などのその後の対応につながらなかった。報告書はインターネットでダウンロードできる。仙台市における障害者への実際の間わりのなかでも、一歩追い込まれるとこういう事例になりかねないことを認識し、今回の事件を教訓としてきちんと活かしていかなければならないと思う。

大坂委員長

我々、相談支援従事者がいろいろな課題を整理しながら積み重ねていくことは、体制整備のなかでとても重要なことであり、どこでやるのかについては、本日、様々なご意見を頂戴した。区の自立支援協議会の機能強化も重要なところで、10月から地域生活支援拠点が動いている。その実践を積み重ねて、フィードバックしながら進めていく。具体的にはケースレビューなどを積み重ねていくことになる。忘れてはいけないことは、主語は当事者の望む地域生活をどう支えるか、それを支える人も支えなければいけない、そういうことをしっかりできるような仕組みのなかで地域生活支援拠点の果たす役割は大きい。しっかりと機能できるようにしていかなければいけない。また、子どものことも付け足しではなく、やっていく必要がある。谷津委員の発言は、西尾副委員長の最後の発言につながることで、子どものときにしっかり必要なフォローをしていくことが重要であり、踏まえていかなければならない。

それでは、本日予定している議事は以上になるが、このほか、何かあるか。特になければ事務局にマイクをお返しする。

司会

長時間にわたりご議論いただき、感謝申し上げます。これをもって、平成30年度第2回仙台市障害者自立支援協議会を終了する。

(了)